

事業譲受公告

平成24年1月13日

株主各位

東京都千代田区神田須田町一丁目24番地
株式会社ハーバー研究所
代表取締役 小柳昌之

当社は、平成23年12月12日開催の取締役会において、平成24年2月6日を事業譲受けの効力発生日として、当社の100%子会社である株式会社京都ハーバー（本店所在地：京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8番地京都三井ビル1階）の事業の全部を譲受けることを決議致しましたので、下記のとおり公告致します。

尚、当社は、会社法第468条第2項の規定に基づき、株主総会の承認決議を経ずに事業の譲受けを行うものであります。

記

1. 会社法第468条第3項の規定に基づき、この事業譲受けに反対の株主は、本公告掲載の日から2週間以内に、書面によりその旨をお申し出下さい。
2. 会社法第469条第1項の規定に基づき、この事業譲受けに反対で、株式買取請求権を行使される株主は、効力発生日の20日前の日から効力発生日の前日までの間に、書面によりその旨および株式買取請求に係る株式の数をお申し出下さい。

以上